

(学報)

# 博士學位論文

論文内容の要旨

及び審査結果の要旨

第12号 (2019年4月)

長崎純心大学

## 序

本号は学位規則（昭和28年4月1日文部省令第9号）第8条による公表を目的として、2019年3月19日に本学において博士の学位を授与した者の論文内容の要旨及び論文審査の結果の要旨を収録したものである。

学位番号に付した甲は学位規則第4条第1項（いわゆる課程博士）によるものであり、乙は学位規則第4条第2項（いわゆる論文博士）によるものであることを示す。

氏名・(本籍)	大田由紀(長崎県)
博士の専攻分野の名称	博士(学術・文学)
学位記番号	甲第34号
学位授与の期日	2019年3月19日
学位授与の要件	学位規程第4条1項該当(課程博士)
学位論文題名	長崎くんちにおける風流と踊町の役割
論文審査委員	主査 教授 宮坂正英 副査 非常勤講師 原田博二 副査 武蔵大学教授 福原敏男

## 《論文内容の要旨》

### 1. 研究の目的・課題

長崎諏訪神社祭礼(長崎くんち、以下くんちと記述)は、寛永11年(1634)に始まり、2人の遊女が神前に小舞を奉納したことに始まるといわれる。踊町(江戸時代は「御供町」と称した)が踊りを奉納するので「奉納踊」という。長崎は元亀2年(1571)の開港以来、キリシタンの町として発展しキリスト教の信仰が盛んであったが、キリスト教禁令の後、長崎の住民すべてが諏訪神社の氏子と定められ、くんちに踊りを奉納することは長崎町人の義務になった。寛文12年(1672)から、長崎の惣町80町の内、出島町(オランダ商館)を除き、丸山町・寄合町の両町は毎年、77町が7年にいちど奉納した。

きわめて政治性の高かったくんちであったが、それを長崎町人自らの楽しみに変化させていった。

くんちは「風流(ふりゅう)」という美意識が色濃く反映された祭礼であるといわれる。風流とは、「斬新なアイデアにより毎回目先を変える趣向で見物人を驚かすこと」(国立歴史民俗博物館研究映像 2001)である。初期は「通り物」(練り物)といわれたいわば豪華な仮装行列が主流であったが、曳物が加わり、歌舞伎のさわりや所作事を演じる本踊も行われた。各踊町は工夫を凝らし、趣向を競い合った。風流という美意識をもっとも象徴しているのは傘鉾であろう。傘鉾は全国の祭礼や盆行事にみられるが、長崎では踊町の町印として発展した。当初は単純な出しと短い垂れで軽々と担ぎ上げていたが、1人持ちの傘の形状を維持したまま豪華になり、最大限の大きさまで発展したのが長崎の傘鉾の特長である。出しにはビードロ細工やからくりが用いられたり、垂れには輸入物の「羅紗」など豪華な布を使用したり、長崎刺繍を施すなど美術工芸としての価値も高めた。

江戸時代後期は、豪華な傘鉾の製作費ほか傘鉾に関する諸経費を一軒で負担する「傘鉾一手持ち(傘鉾町人)」とよばれる素封家が現れ、くんちに貢献した。

明治維新で、長崎の住民は祭りを遂行する義務はなくなったが、それでもくんちを継続していった。

本論ではくんちを舞台に、風流の精神が生き続けた奉納踊の変遷と、それを維持し続けた踊町の運営の実態を考察するものである。

## 2. 研究課題と方法

くんちに関する一次資料は少ない。江戸時代の史料は地役人などが書き残した文書が存在し、関連行事や経費などを知ることができる。しかし、町方の文書は見いだせない。大火（寛文、元禄、明和、天明）が多かったこと、くんちの踊町に該当する地区が原爆直後の火災や、長崎大水害（1982）などに罹災したこともあるだろう。また贅沢禁止令が度々発令される中で、豪華な奉納踊を出していた町方としては記録を残すことは憚られたことが原因として考えられる。

今回、調査の対象とした主な史料をあげる。

### ①「井上竹逸旅日記」（神戸市立博物館蔵）

井上は長崎奉行田口加賀守清行の用人として赴任し、天保10年(1839)、天保11年(1840)のくんちを見物している。この紀行文により現在行われている龍踊の「くぐり」や川船の「網打ち」などの演技がすでに江戸期末期には行われ、龍踊には媽祖行列が付随していたことが確認できた。

### ②高見家 明治4年（1871）、明治13年（1880）の神事記録簿（長崎県立図書館旧蔵。現長崎歴史文化博物館蔵）

長崎を代表する素封家で、榎津町の「傘鉾一手持ち」を務めた高見家の神事記録簿には、「人数揃い案内控え」「到来物」「傘鉾を遣ス向々控え」「傘鉾入用費」「花控え」などが綴られ、「傘鉾」の製作費や関わった人々、しきたりなどが分かる。

明治維新後、九州鎮撫総督として長崎に赴任、後に長崎府知事になった沢宣嘉がくんちの改革を行い奉納踊は全廃されたが、この史料により、明治4年には旧来の形に戻っていたことが確認できた。

また、明治4年の次の踊町は明治11年（1878）のはずであるが、明治13年の踊町であることから、2年間くんちが休止されたということが分かった。明治政府は全国の祭礼に対し金銭を浪費し、かつ文明開化にそぐわないとして禁止する例があったが、くんちも何らかの影響を受けていたことが推定できた。

### ③紺屋町傘鉾町人、山田家の大正8年（1919）、大正15年（1926）、昭和8年（1933）御神事記録（個人蔵）

庭見せや人数揃いの調度品や茶道具、料理などのリストも記録され、傘鉾の一手持ちをつとめた富裕層の暮らし向きと大正期と昭和初めのくんち行事を垣間見ることができた。

高見家、山田家が両家とも質商であるが、明治10年（1877）開業した国立第十八銀行（のちの十八銀行）創立当時の株主65人のうち15人が質商であり、高見家は第3位の株主、山田家も大株主の一人であった。江戸末期の高利貸資本が国立銀行を設立し、近代的銀行資本へと向かう基盤を担っていたともいえる。そういった富裕層が、商売の利益を町内のくんちのために還

元し、振興に役立てていたのである。両家の史料により、長崎の素封家がかんちに果たした役割を詳細に考察することが出来た。

④東濱町に関する古資料計69件（「神事明細表」「土地台帳」「傘鉾庭簿」「踊り庭簿兼礼廻帳」など・長崎市歴史民俗資料館蔵）

該当資料は明治29年（1896）から昭和4年（1929）に渡る東濱町のかんち関係の文書で、古書店にあったものを平成22年（2010）東濱町が購入し、長崎市に寄贈したものであるが、今日まで内容の詳細な分析は行われていない。対象資料から、東濱町では町内寄付金は土地台帳をもとにした「宅地坪割ニ依テ募集セシ金高」により金額が確定され、いわば強制的に徴収されていることが初めて分かった。明治29年（1896）は地価金額の「10分の1」、明治36年（1903）と明治43年（1910）は「1割6分」、大正4年（1915）は「1000分の22」、大正14年（1925）は「1000分の33」、昭和7年（1932）は「1000分の36」と時代により変化している。現在の踊町運営は収入の大部分が庭先回りの花金であるが、この資料では総収入のほとんどを町内の寄付で占めている。

⑤オランダのライデン国立民族学博物館で発見されたかんち写真

該当写真20枚は、新聞記事などから明治31年（1898）、明治33年（1900）のかんちであると立証できた。踊馬場での奉納踊を撮影したものでは、もっとも古いものと分かった。これらの写真は、江戸中期後期のかんちを彷彿とさせ、現在に至る出し物の変遷を辿ることが出来る。この中の1枚には、川船の屋根が開いて舞台となり、その上で踊っている写真がある。これは「おどりぶね」とよばれた船津町の川船で、初めて確認された写真である。

その他、明治、大正、昭和初期の新聞記事などを元に奉納踊の変遷や出演者などについて調査、分析をおこなった。日露戦争の前後には曳物に「軍艦」や「連隊調練」など戦時色の強いものも奉納され、かんちが戦勝祈願の場に変化していることが分かった。

大正13年に催された「長崎日の出新聞」主催の踊子人気投票では、全投票数が177,360票にもものぼるなど、市民の関心の高さがうかがわれる。本踊の踊子は、12、3歳から15、6歳の花柳界デビュー前の修業中の少女たちが中心であることが判明した。

### 3. 結果及び考察

かんちは「風流の精神」が活かされ、それがかんちが継続、発展してきた要素である。財政的に豪華絢爛といわれる祭りの経費は海外貿易での利益を基にしたものとはいえ、7年に一度の踊町は、各町の趣向を競わせるシステムともなった。

結論として以下の考察が得られた。

（1）長崎には諸国の人々が集まっていたが、それらの人々から教えられた出し物を柔軟に取り入れ、アレンジすることにより、都市祭礼に相応しいものへ昇華させていった。また長崎に在留していた中国人やオランダ人の風俗習慣を祭礼に取り入れた。

（2）「風流」という美意識を特に象徴しているのは傘鉾である。傘鉾は全国の祭礼や盆行事にみられるが、山鉾や屋台に形を変えるのではなく、1人持ちの傘の形状を維持したまま最大限の大きさまで豪華に発展したのが長崎の特長である。また、傘鉾持ちが傘鉾を回したりする

パフォーマンスを見せるのは長崎だけであり、作り物と行為における風流の一体化がみられる。

(3) 江戸時代、踊町の費用を担ったのは箇所持ち（箇所銀を貰う人々。土地や家を持つ人）で、竈銀を貰う人々（借家人）は労力を負担することでくんちに参加した。義務であった踊町を町内の相互扶助により果たした。

(4) 江戸時代後期、製作費ほか傘鉾に関する諸経費を一手に負担する「傘鉾の一手持ち（傘鉾町人）」とよばれる富裕層が現れ、商売で得た利益を住んでいる町の為に還元することによってくんちの発展に寄与した。

(5) 近代になり、踊町によっては土地の価格によって寄付金が決められ、いわば強制的にくんち運営に参加する仕組みがあった。箇所持ちがくんちの費用を担うというシステムと、江戸時代の「義務としてくんちを奉納する」という意識が残っていたことを示している。



## 《論文審査の結果の要旨》

〔論文の要旨〕

### 1. 課題と方法

提出論文は、江戸初期から現在まで途絶えることなく続く長崎諏訪神社祭礼中の奉納踊を、それを担う長崎の住民が自発的に時流に合わせて変化させてゆく状況を絵図や文書などを駆使して考証してゆくという大変意欲的な論考である。

長崎くんちに関しては民俗学や日本文化史等の研究で多く取り上げられているが、長崎くんちのみを主題として新資料を博捜し、これを基に考察した学術研究はほとんどみられない。

論文の構成は、第1章くんちの起源と江戸期の展開、第2章明治以降のくんちと風流、第3章長崎の傘鉾をめぐって、からなっている。

### 2. 結果と考察

第1章においてはくんちの起源の考察や現存する様々な絵図の分析を通じて奉納踊りの変遷を丁寧に考察し、また長崎奉行所用人、井上竹逸の日記中に表れるくんちの出し物についての記述などの初出史料を抽出し、翻刻、分析していることは高く評価できる。

第2章では筆者自身が発見したライデン国立民族学博物館所蔵の明治初期に撮影された踊り町に関する写真20枚を紹介し、その特徴を説明するとともに、明治維新後に政府による祭礼の廃止に抗するかたちで長崎の住民が自主的にくんちの運営を担うようになってゆく過程を「東濱町踊町古史料」などを駆使して論じている。このなかで祭りの運営資金を所有する土地の面積に比して徴収するなど、経済的視点からの新知見が述べられており、今日までにくんちの運営がどのような変遷を遂げたかについての研究がないため、大変重要な研究であるといえる。

第3章ではくんちの自主的な運営が具体的にどのような形で行われていたかを検証するため、「傘鉾一手持ち」という踊り町内の富裕層による町印である傘鉾の経費負担を筆者自身が発見した「高見家文書」の分析を通じて詳細に論じている。

また大正、昭和初期の踊り町の具体的な活動内容を初出である「山田家文書」などの分析を通じて論じている。

〔評価〕

上述のように、各章において今日まで知られていなかった新史料を使用し、新たな知見を多数発表しており、今後の長崎くんちの研究には不可欠な情報を提供する学術研究となったことは評価できる。

〔判定〕

今日までくんち研究は出し物である奉納踊に関する考証に偏りがちであったが、本研究は運営主体である踊り町に着目し、資金調達やくんちに関連する様々な行事など新たな視点から考察された点からも評価に値するものであるといえる。

また、中間審査の際に指摘されたさまざまな問題点についてもおおむね解消されている。

以上のことから、審査にあたった3名は提出論文は博士号を授与すべき論文であるという結論に至った。従って、主査・副査の合意により、課程博士の水準に達しているものとし、可と判定する。

なお、学位は「学術・文学」である。



## 《最終試験の結果の要旨》

### 〔最終試験の結果〕

平成31年2月12日、主査および副査2名、計3名の手で口頭による論文審査の最終試験を実施した。

提出論文の内容について、主査および副査からそれぞれの専門的な見地から質問が行われたが、民俗学および文化史に関する基礎知識も十分に持ち合わせており、質問者の問いについて適切に回答することができた。

また、英語の読解力および翻訳能力に関しても、あらかじめ提出された英文サマリーに関する質問に対し、適切に回答することができたことから、英語力に関しても十分な能力を有すると判定した。

### 〔最終結果〕

主査、副査計3名による提出論文の審査および最終試験の結果に基づき合議した結果、提出論文を学位請求論文(博士・文学)として十分水準を満たすものであるとの結論に至った。よって最終試験は合格と判定した。





